

4.1. 公共施設マネジメントの進行管理

一般公共建築物に係る公共施設マネジメントは、総合計画と連動した総合的かつ計画的な進行管理が重要となります。そのため、マネジメントの進行管理について、第五次富士市総合計画後期計画の満了期間である平成32年度までの第1期におけるロードマップを次に示します。

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
	計画策定期間			計画準備・実施期間		計画実施・見直し期間	
公共施設マネジメント 基本方針	基本方針 策定						基本方針 見直し
公共施設の再編		公共施設再編計画 ^{※1} 策定	再編モデル事業 ^{※2} 選定・実施	再編事業の実施			再編計画 見直し
一般公共建築物の保全		長寿命化 指針 ^{※3} 作成	維持管理 マニュアル ^{※4} 作成	短期保全計画 ^{※5} 作成、事業推進			

※1 公共施設再編計画…更新時期が近い一般公共建築物を中心に、再編事業の実施に着手するため、本基本方針に則り施設の再編パターンを示す。また、必要に応じて施設用途ごとに個別計画を策定する。

※2 再編モデル事業…再編計画の策定と並行して、更新の緊急度が高い施設など先行的に取り組可能なものをモデルケースとして実施する。

※3 長寿命化指針…建物の長寿命化や新規建築の際の標準的な仕様を示す。

※4 維持管理マニュアル…施設管理者が行うべき日常点検等の標準的な手段を示す。

※5 短期保全計画…毎年度上半期に作成し、向こう5年間程度の更新費用の試算を基に翌年度の更新計画を示す。

第六次総合計画期間と連動する第2期では、人口推計等のデータや市民ニーズ、利用状況などにより、今後の人口動向や求められる施設のあり方を再度検討し、基本方針及び再編計画の見直しを図るなど、柔軟な取組を進めていきます。

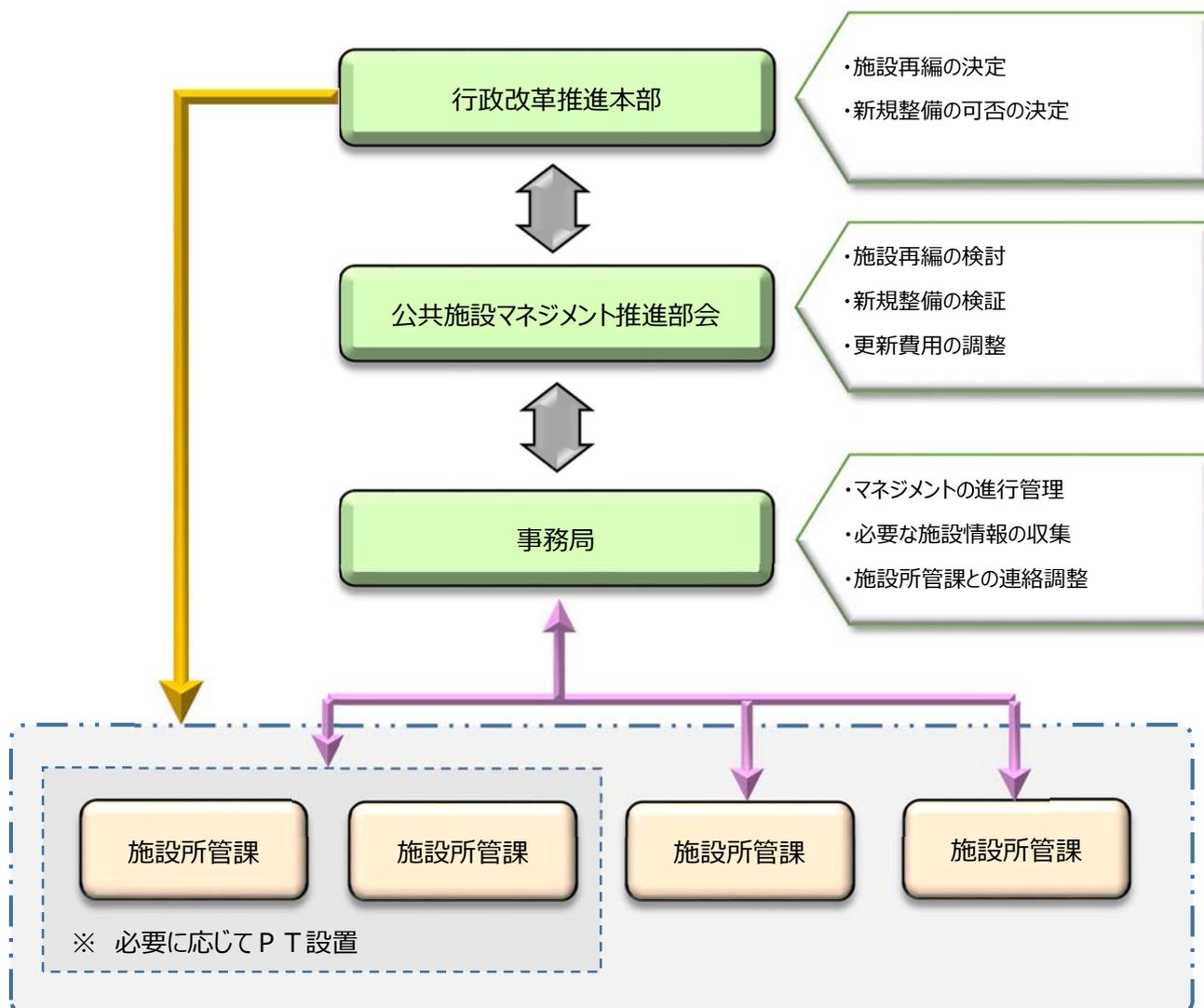
4.2. 推進体制

1) 組織体制

全庁的なトップマネジメントの下、総合的かつ計画的に公共施設マネジメントを推進していくため、市長が参画し、行政改革に関する重要事項を所掌する行政改革推進本部において施設の再編や新規整備の可否等について施設所管課に対する指揮命令を行っていきます。

また行政改革推進本部に「公共施設マネジメント推進部会」を設置し、総合的な視点からマネジメントが進められるよう再編に係る方策を検討していきます。

また、施設の整備、再編は施設所管課が担うこととなりますが、施設の複合化等により一棟の建物に複数の部署が関与する場合は、関連部署によるプロジェクトチーム（P T）を設置し、検討を行っていくことで効率的な事業推進を図ります。



2) 情報の一元化

全庁的に公共施設マネジメントを推進していく上で、公共施設に係る整備状況、コスト状況などの情報を一元化することは非常に重要となります。そのため、公共建築物保全システムにより管理している情報を適宜更新していきます。

今後、地方公会計制度改革により固定資産台帳の整備（資産価値、行政コスト、資産状態）が求められるときは、データの共有に努めていきます。

3) 職員研修の実施

全庁的な組織体制の下、公共施設マネジメントを円滑に推進していくためには、職員一人一人が公共施設マネジメントの意義や必要性を理解し、保有資産の適正化や市民サービス向上のために意識的に取り組んでいく必要があります。

そのため、職員を対象にした研修や講演会の実施等により職員の意識啓発に努めていきます。

また、建築物の保全を適正に行っていくため、建築関係のスキルを持つ職員の育成も行っていきます。

4.3. 市民との情報共有

公共施設の再編を検討するに当たっては、施設利用者や地域住民をはじめとした多くの市民と行政が問題意識を共有し、課題解決を図っていくことが重要です。そのため、講演会、ワークショップ等の開催や、公共施設マネジメント進捗状況についての報告を定期的実施するなど、市民との情報共有に努めていきます。

資料1 世論調査の結果

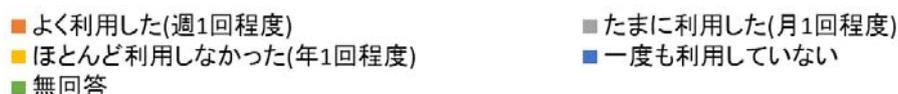
平成26年度「第43回世論調査」

調査内容 「富士市に住んで私はどう思う～第五次富士市総合計画に係る市民意識調査～」及び「富士市の公共施設」について

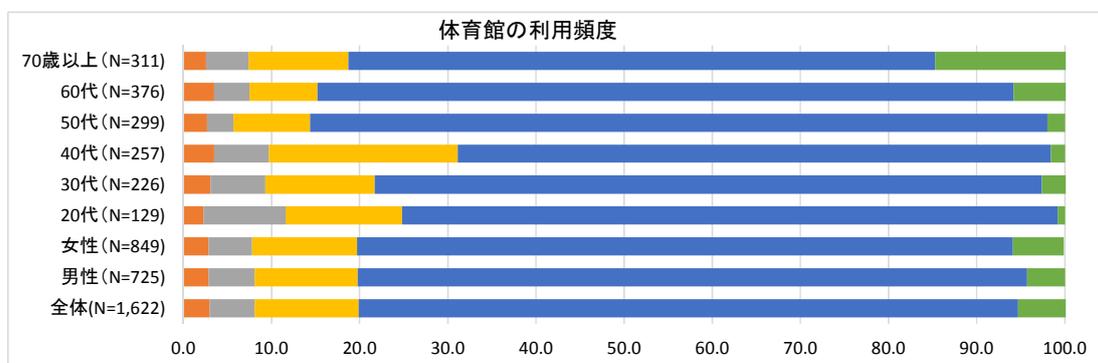
調査期間 平成26年6月13日～7月1日

上記のうち、「富士市の公共施設」について年齢層別の調査結果を示します。

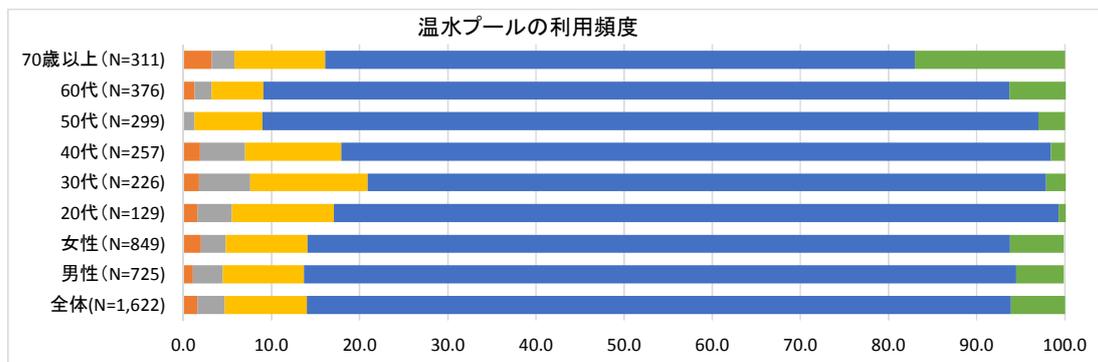
問1 あなたは、最近1年間に市の公共施設をどのくらい利用しましたか。



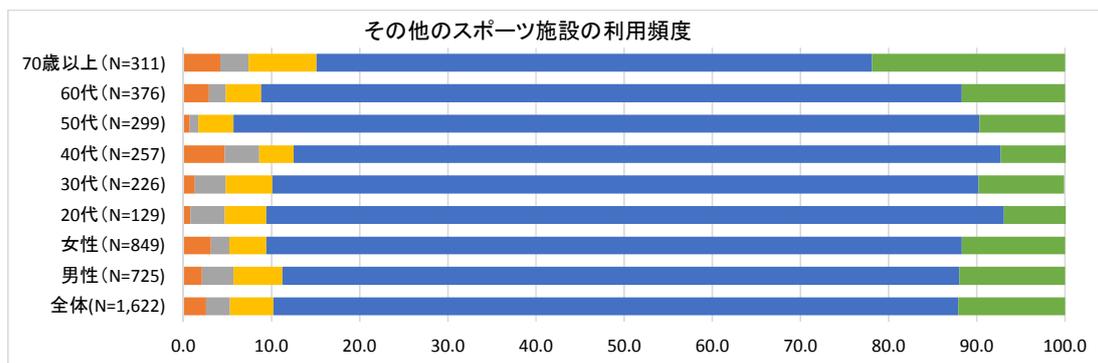
問1.1 市のスポーツ施設 体育館



問1.2 市のスポーツ施設 温水プール

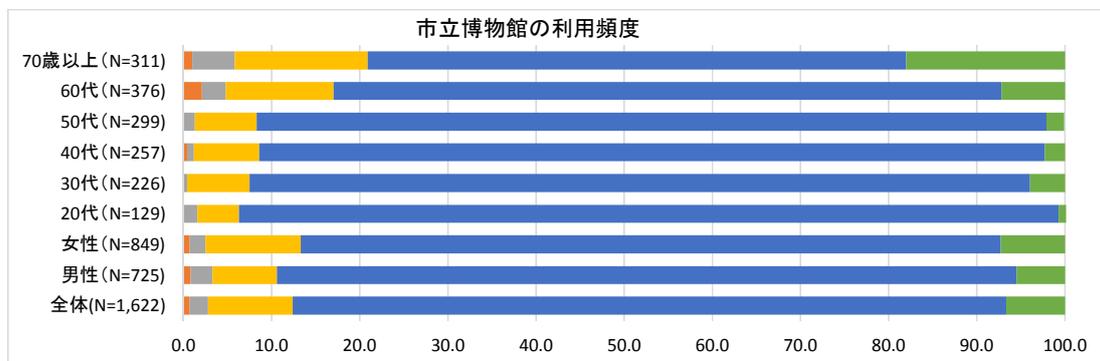


問1.3 市のスポーツ施設 その他のスポーツ施設

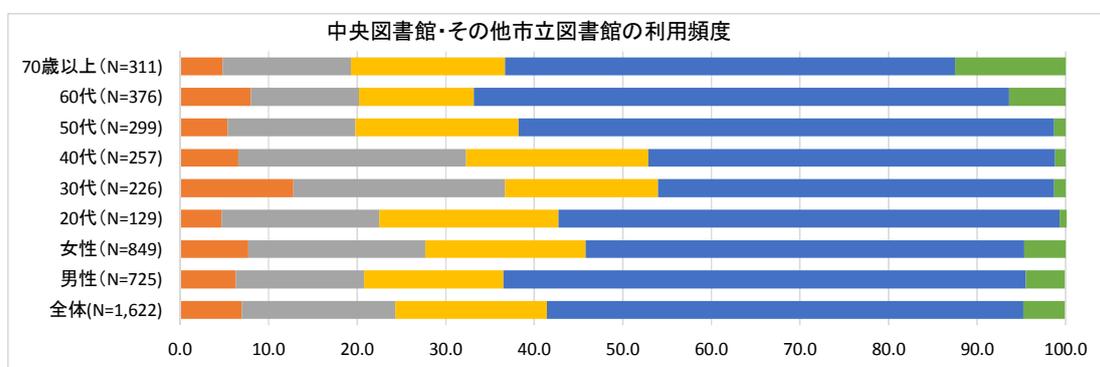


- よく利用した(週1回程度)
- ほとんど利用しなかった(年1回程度)
- 無回答
- たまに利用した(月1回程度)
- 一度も利用していない

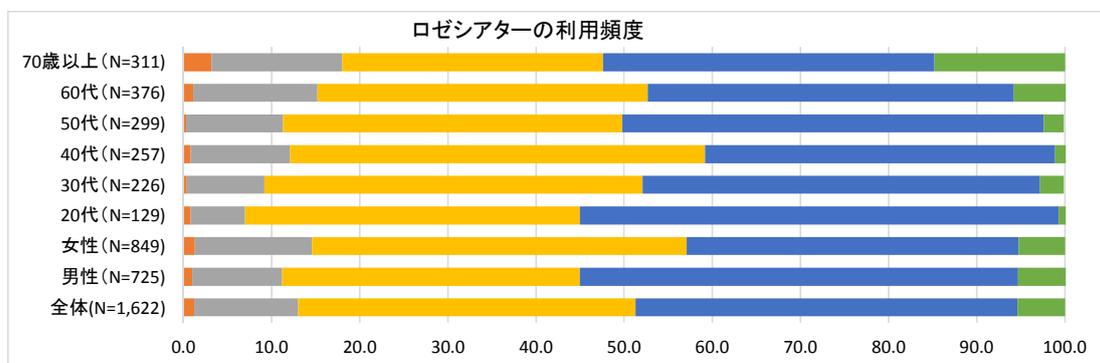
問 1.4 市立博物館



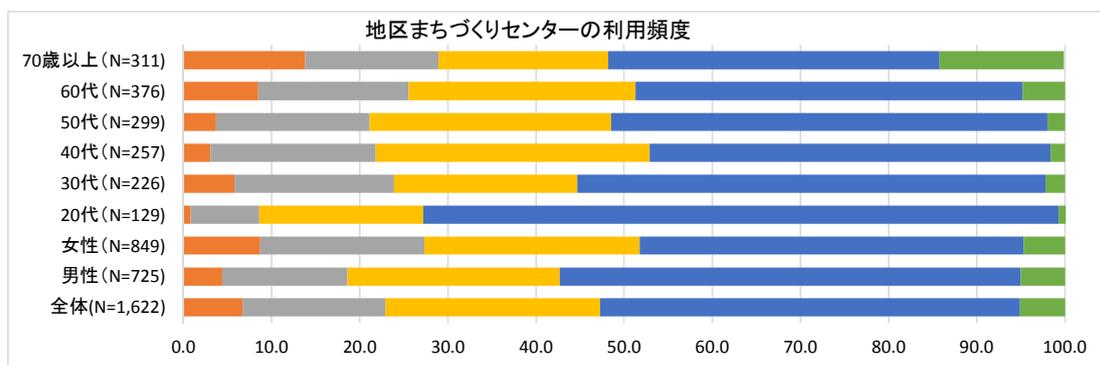
問 1.5 中央図書館・その他市立図書館

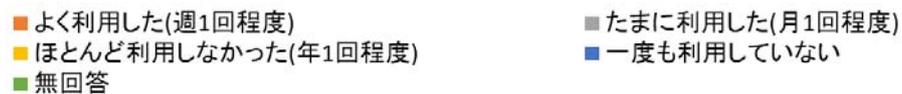


問 1.6 ロゼシアター

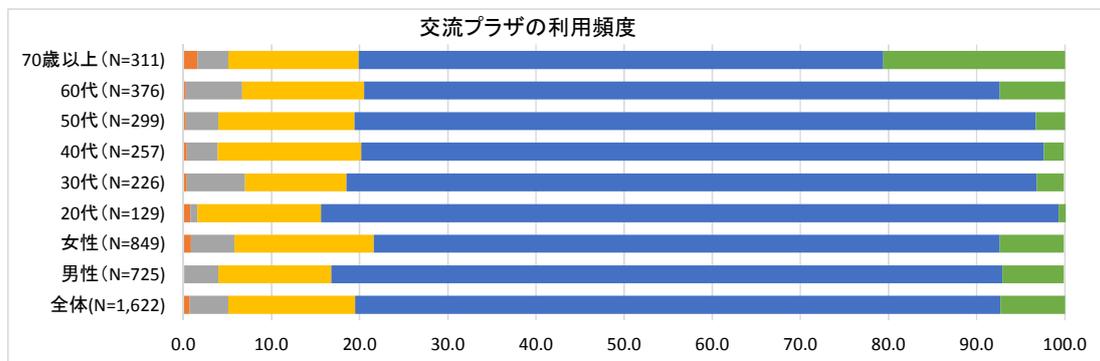


問 1.7 地区まちづくりセンター

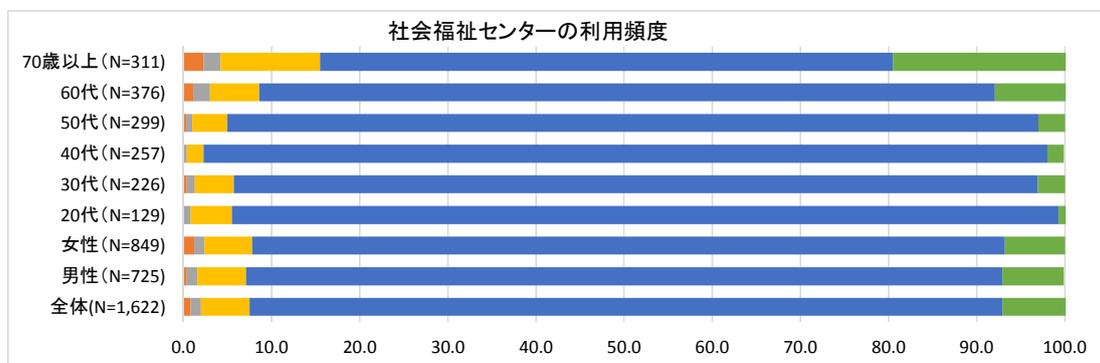




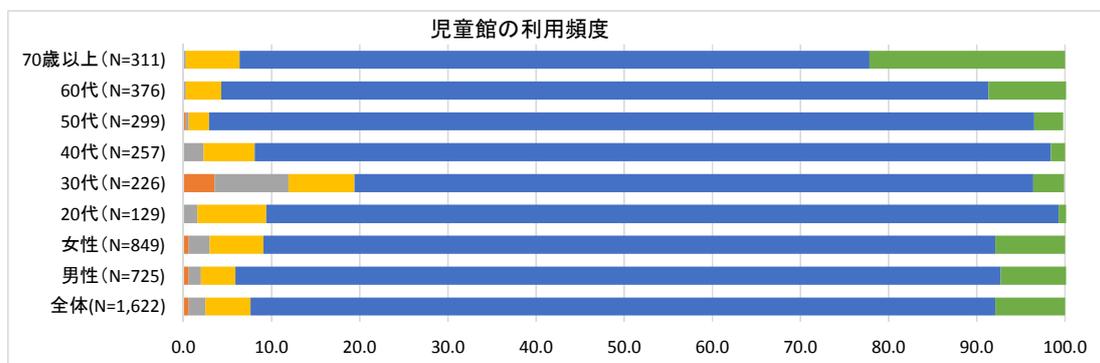
問 1.8 交流プラザ



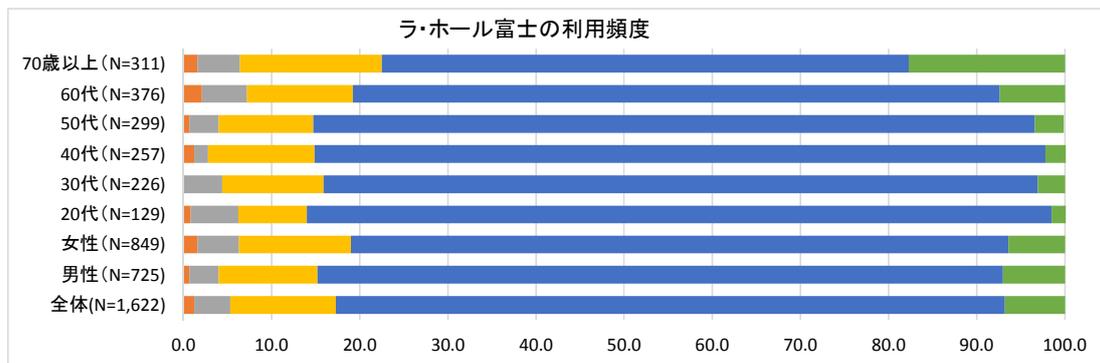
問 1.9 社会福祉センター



問 1.10 児童館

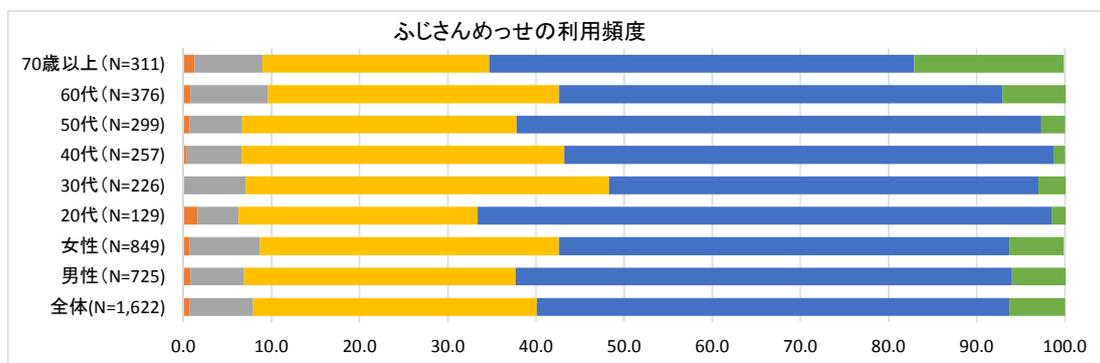


問 1.11 ラ・ホール富士

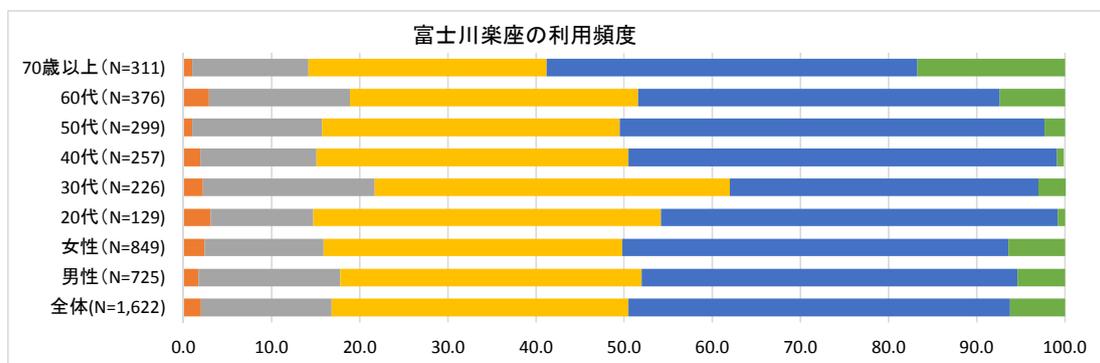


- よく利用した(週1回程度)
- ほとんど利用しなかった(年1回程度)
- 無回答
- たまに利用した(月1回程度)
- 一度も利用していない

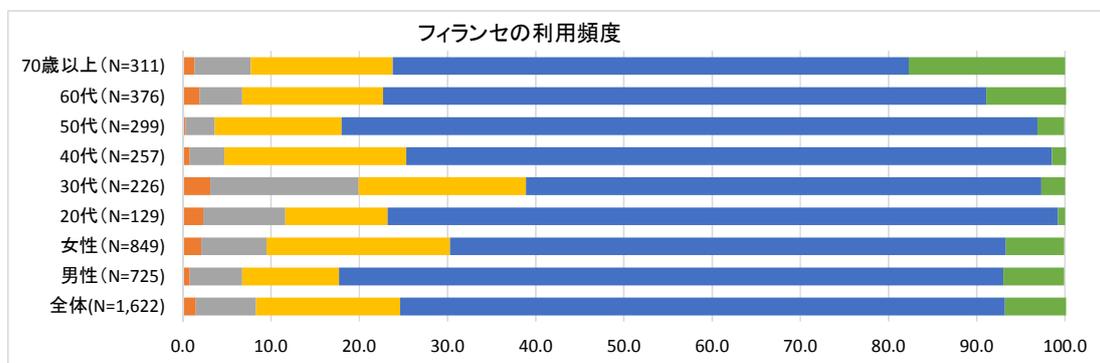
問 1.12 ふじさんめっせ



問 1.13 富士川楽座



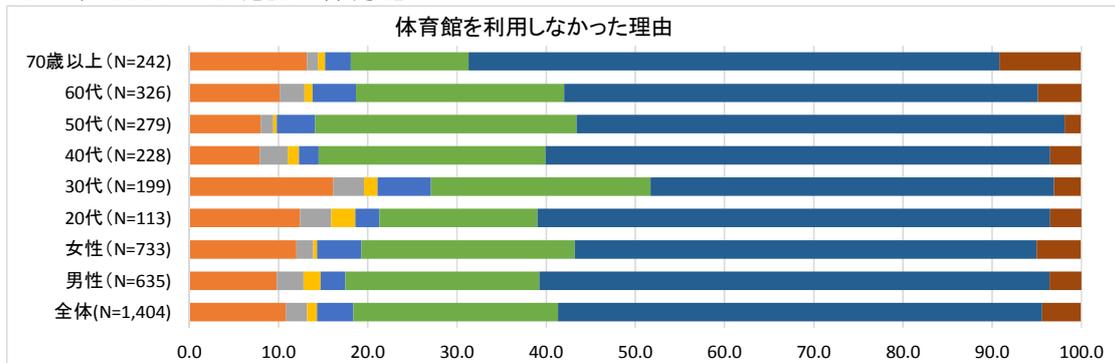
問 1.14 フィランセ



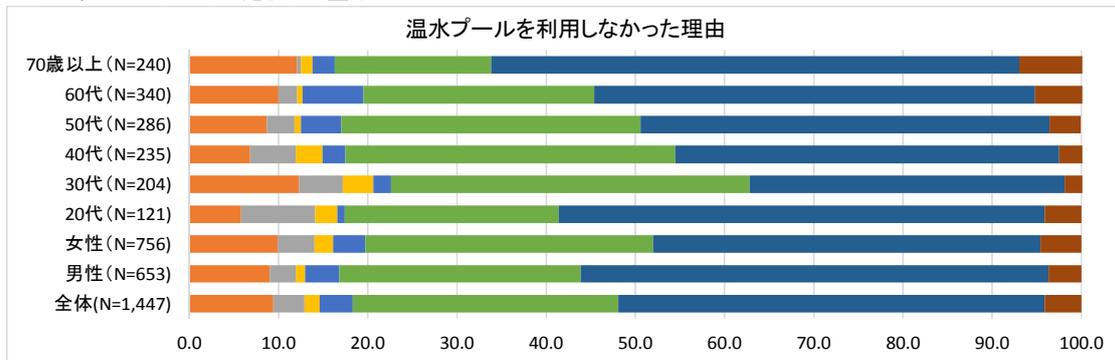
問2 問1で「3 ほとんど利用しなかった」「4 一度も利用していない」と回答した施設について、その施設を利用しなかった理由として最もあてはまるものを1つだけ選んでください。

- 施設の存在やサービス内容を知らない
- 他市や県の施設を利用している
- 利用したいが利用する暇がない
- 無回答
- 建物、サービス、利用時間、使用料などに不満がある
- 類似の民間施設を利用している
- 利用する必要がない

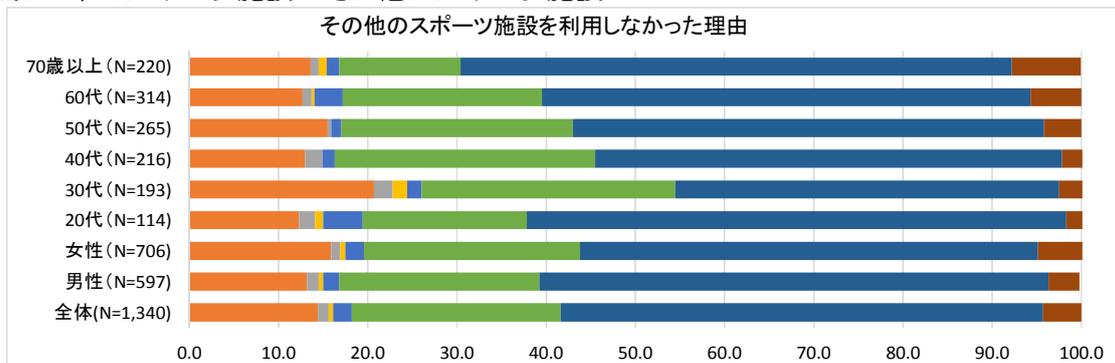
問 2.1 市のスポーツ施設 体育館



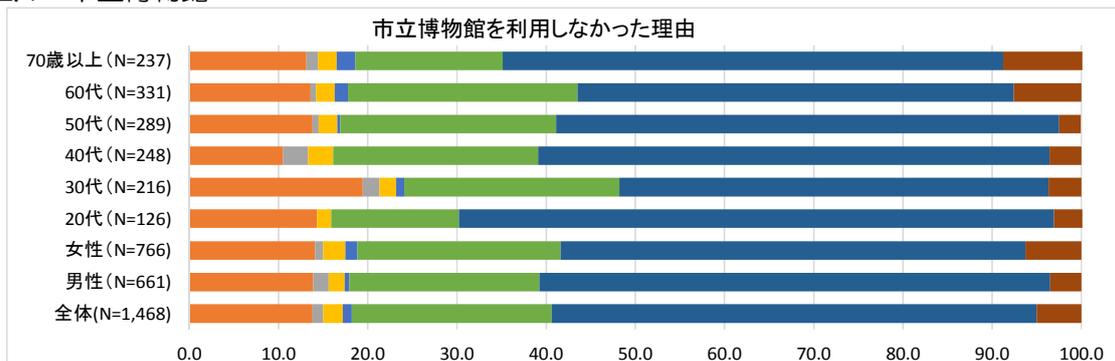
問 2.2 市のスポーツ施設 温水プール



問 2.3 市のスポーツ施設 その他のスポーツ施設

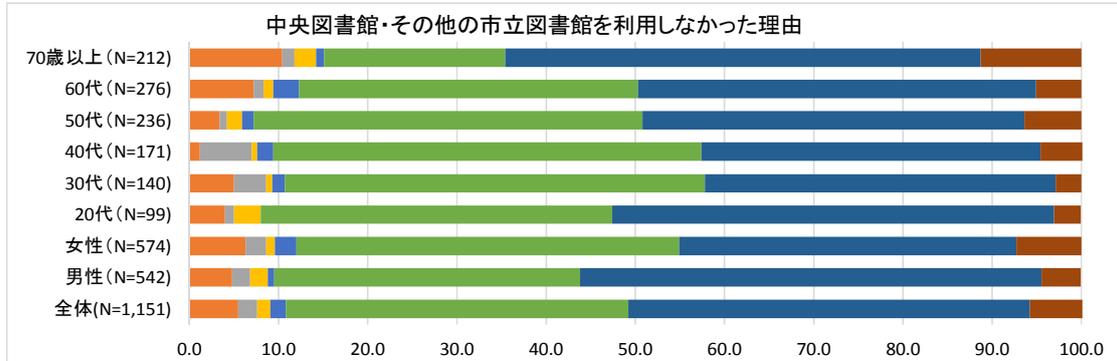


問 2.4 市立博物館

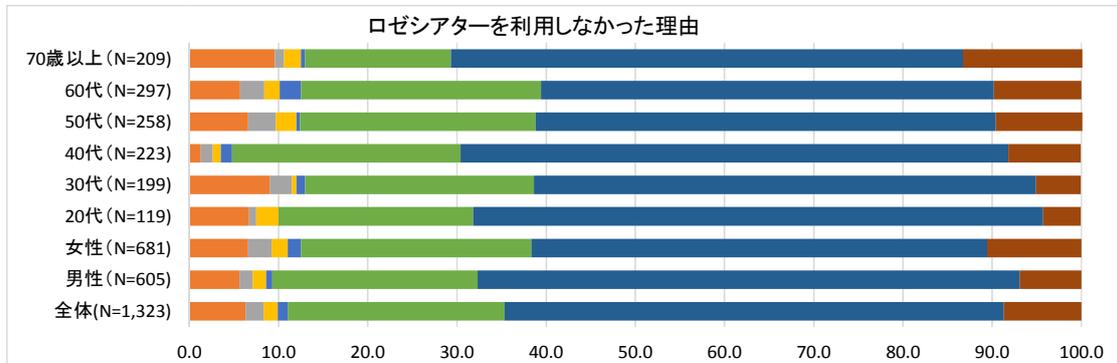


- 施設の存在やサービス内容を知らない
- 他市や県の施設を利用している
- 利用したいが利用する暇がない
- 無回答
- 建物、サービス、利用時間、使用料などに不満がある
- 類似の民間施設を利用している
- 利用する必要がない

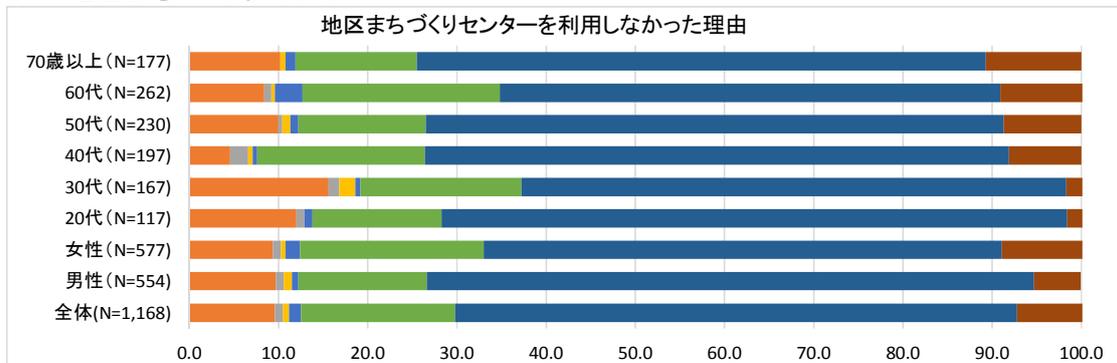
問 2.5 中央図書館・その他の市立図書館



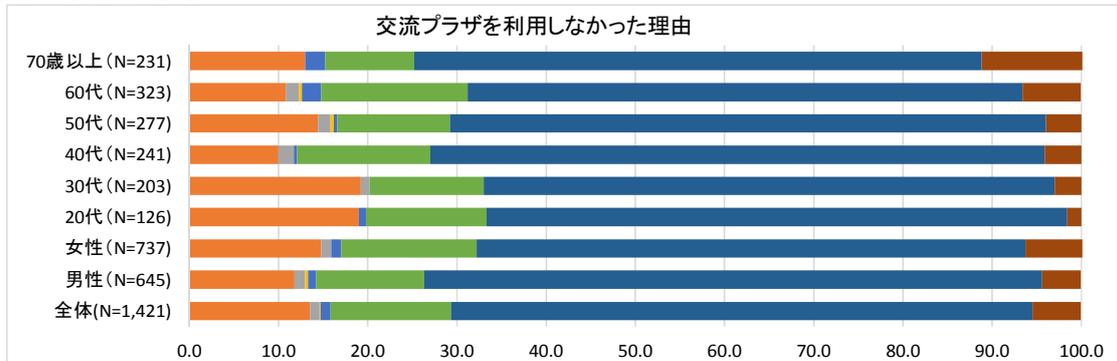
問 2.6 ロゼシアター



問 2.7 地区まちづくりセンター

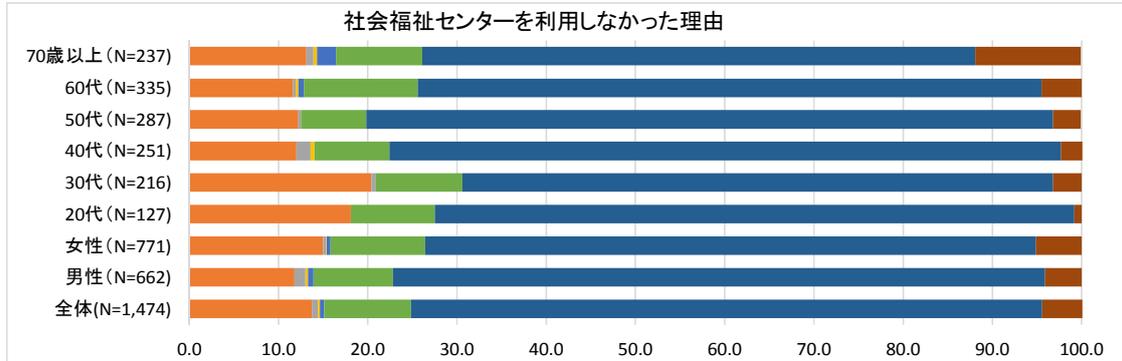


問 2.8 交流プラザ

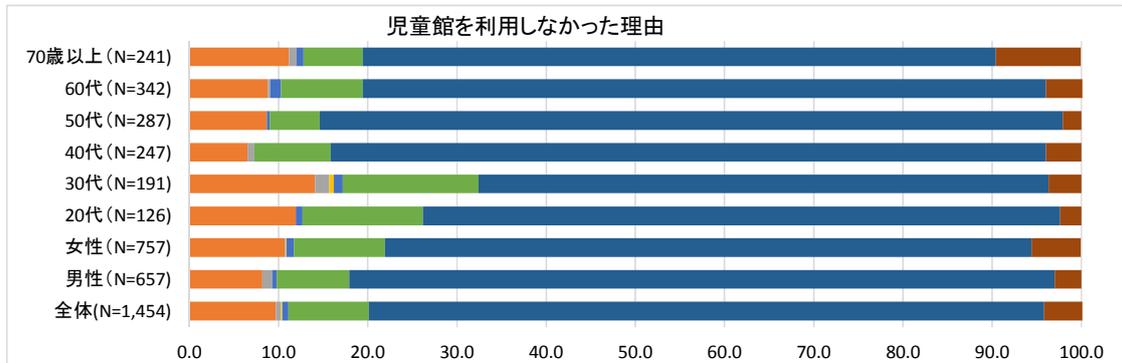


- 施設の存在やサービス内容を知らない
- 他市や県の施設を利用している
- 利用したいが利用する暇がない
- 無回答
- 建物、サービス、利用時間、使用料などに不満がある
- 類似の民間施設を利用している
- 利用する必要がない

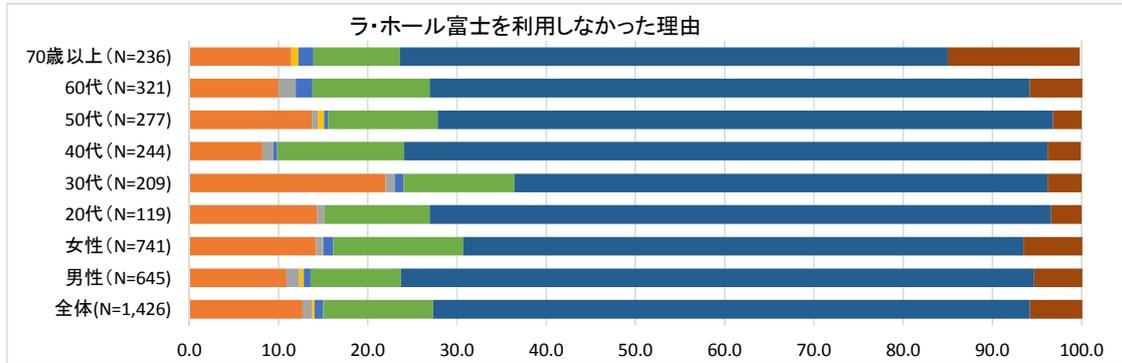
問 2.9 社会福祉センター



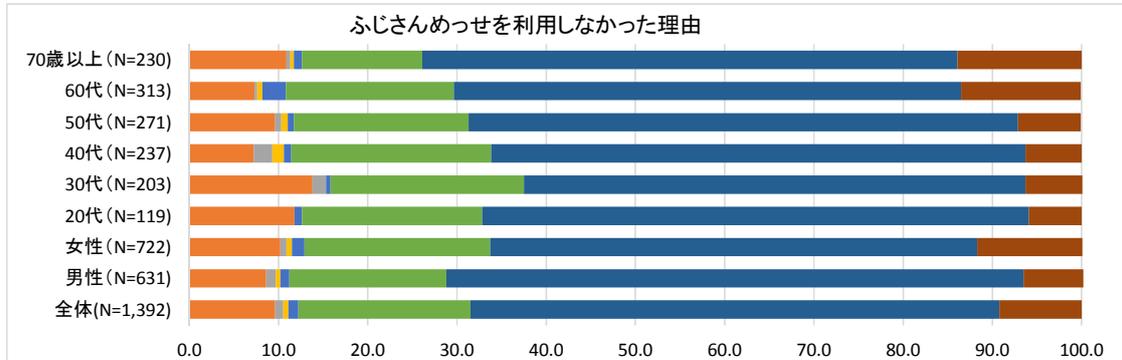
問 2.10 児童館



問 2.11 ラ・ホール富士

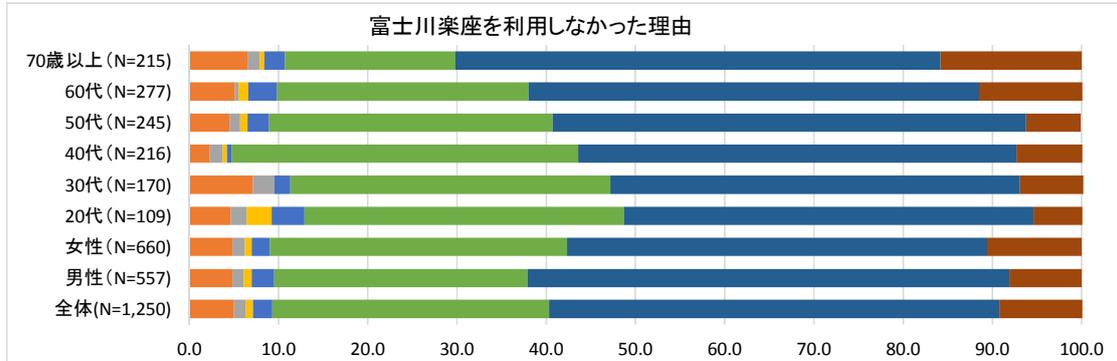


問 2.12 ふじさんめっせ

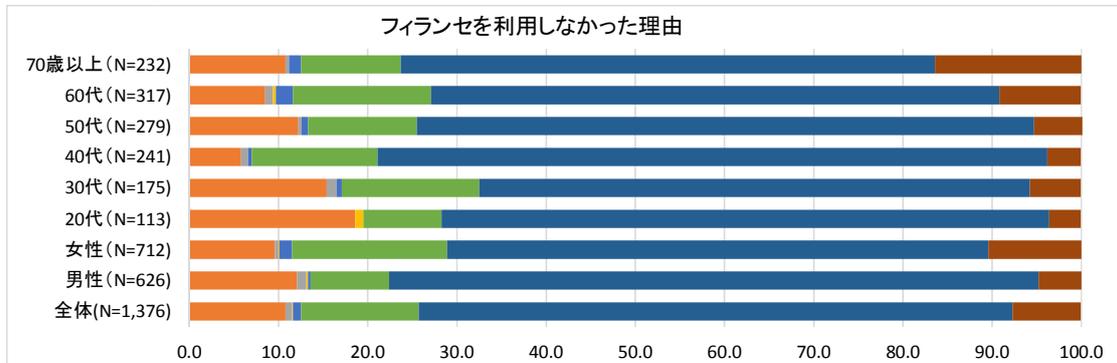


- 施設の存在やサービス内容を知らない
- 他市や県の施設を利用している
- 利用したいが利用する暇がない
- 無回答
- 建物、サービス、利用時間、使用料などに不満がある
- 類似の民間施設を利用している
- 利用する必要がない

問 2.13 富士川楽座



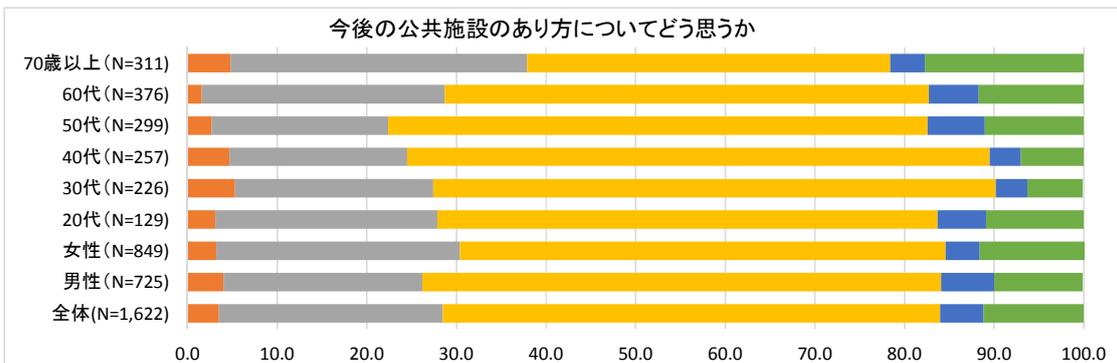
問 2.14 フィランセ



問 3 今後の公共施設のあり方についてどう思うか今後、市の公共施設を現在の規模で維持していくためには、毎年約 16 億円の予算が不足すると見込まれます。

また、少子高齢化などにより財政規模は縮小していくと考えられます。このような状況下で、「公共建築物」という観点（施設の数、面積など）でみた場合、今後の公共施設のあり方について、あなたはどのように思いますか。（〇は 1 つ）

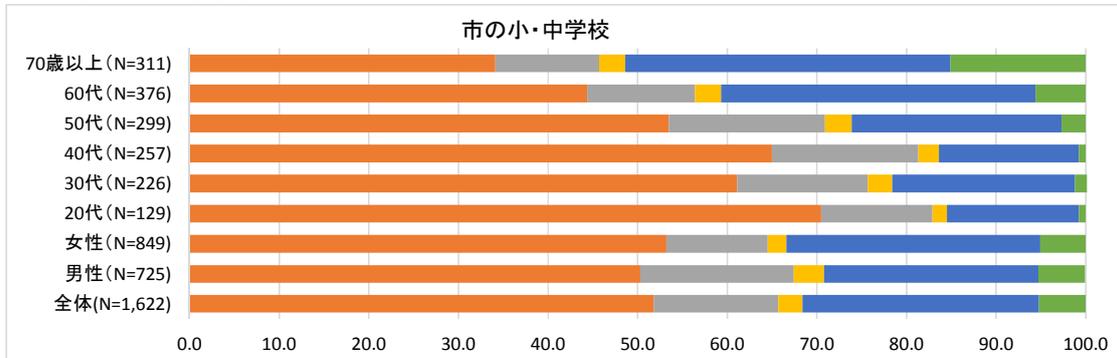
- 可能なかぎり増やしていくべき
- 現状規模で維持していくべき
- 人口や税収に見合った規模まで減らしていくべき
- 積極的に減らしていくべき
- 無回答



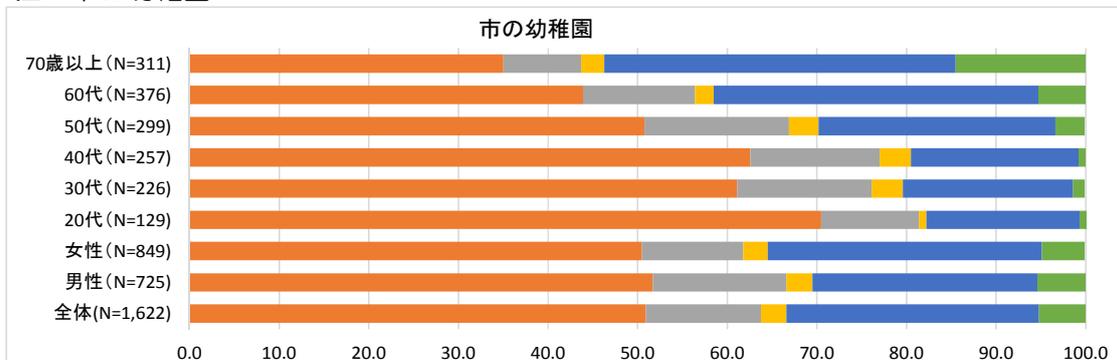
問4 今ある公共施設の今後の必要性について、どのように思いますか。

- サービス、規模ともに現状維持すべき
- サービスを維持すれば規模を縮小してもよい
- サービス、規模ともに縮小してもよい
- わからない
- 無回答

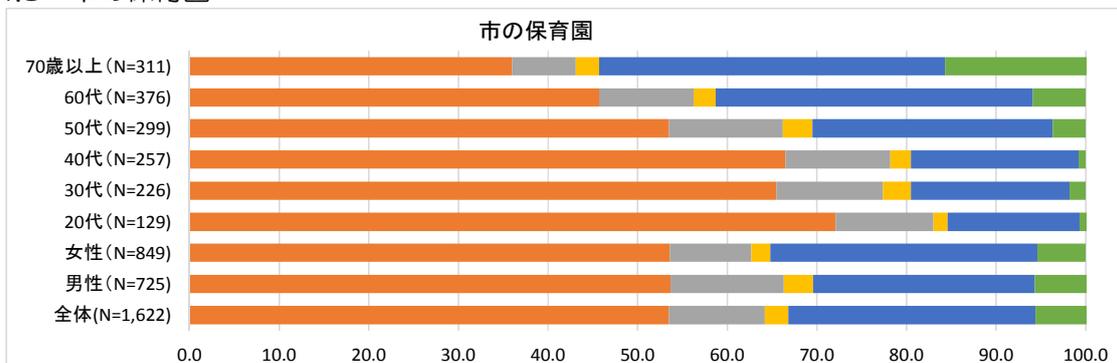
問 4.1 市の小・中学校



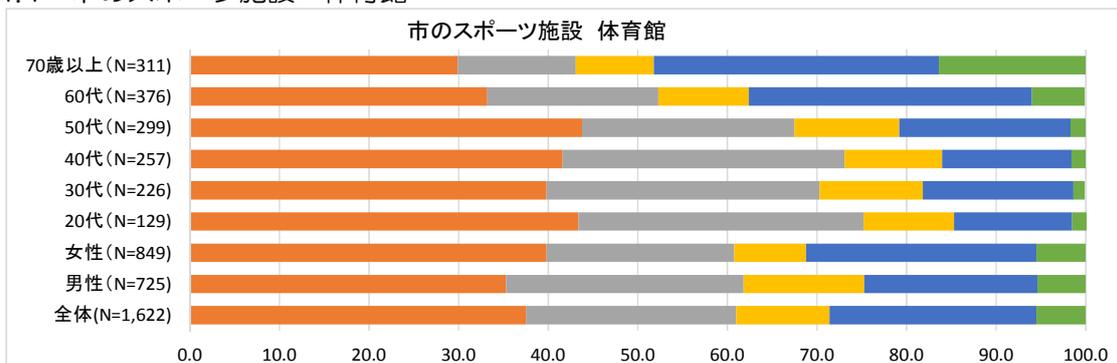
問 4.2 市の幼稚園



問 4.3 市の保育園

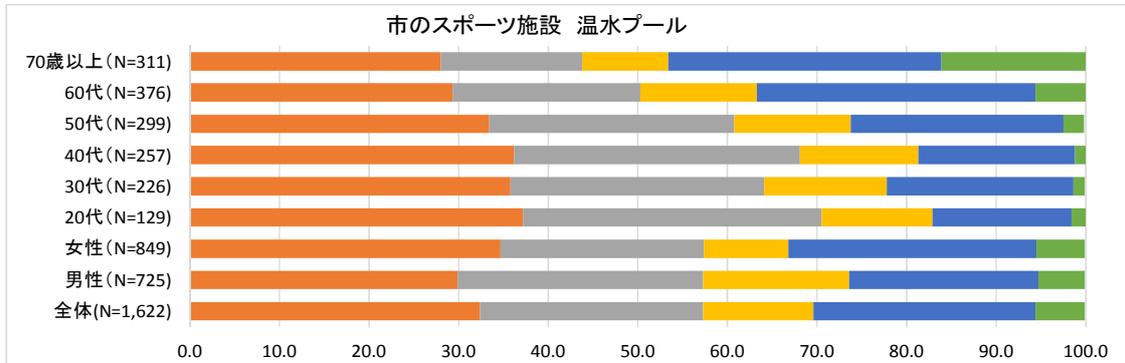


問 4.4 市のスポーツ施設 体育館

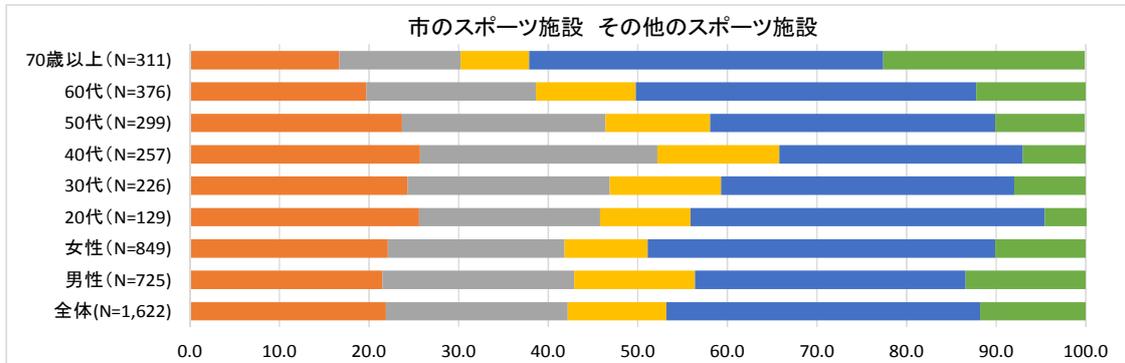


- サービス、規模ともに現状維持すべき
- サービスを維持すれば規模を縮小してもよい
- サービス、規模ともに縮小してもよい
- わからない
- 無回答

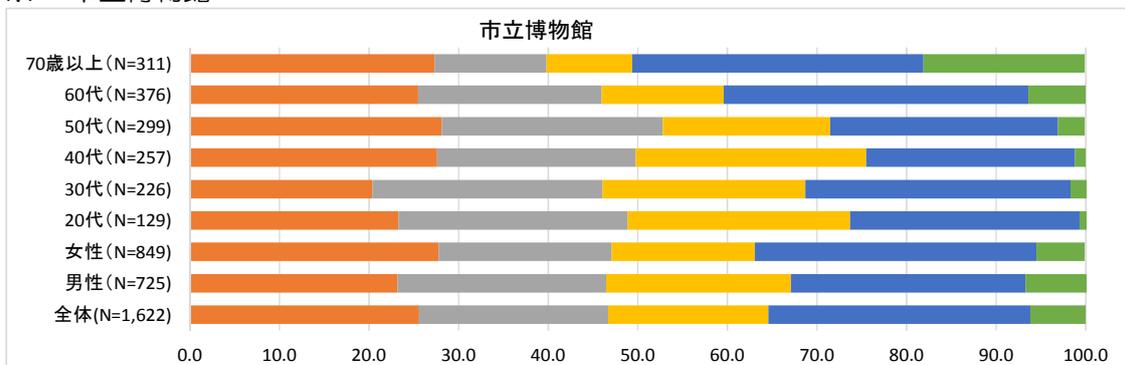
問 4.5 市のスポーツ施設 温水プール



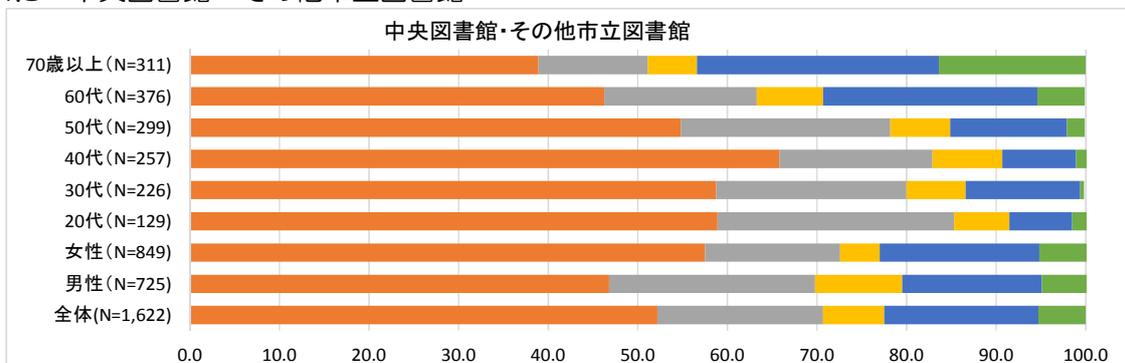
問 4.6 市のスポーツ施設 その他のスポーツ施設



問 4.7 市立博物館

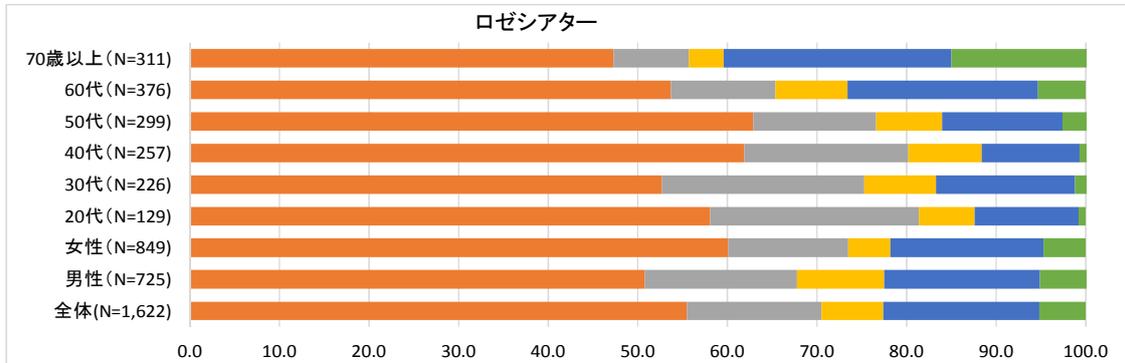


問 4.8 中央図書館・その他市立図書館

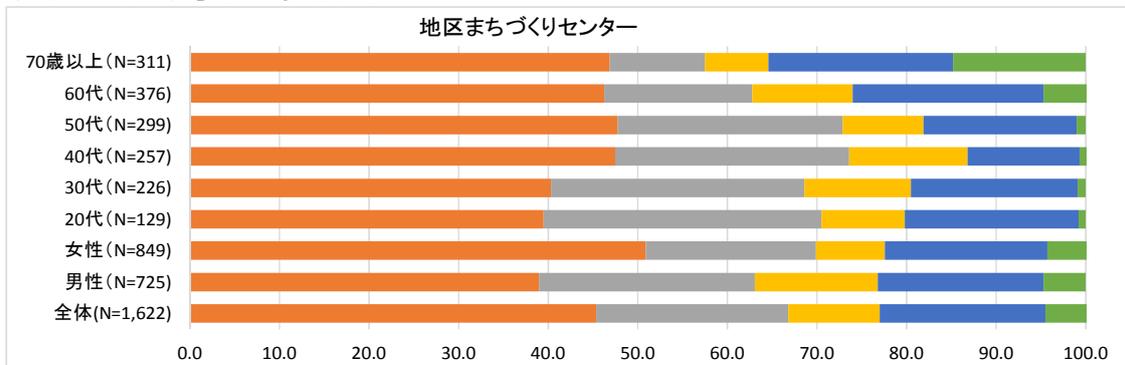


- サービス、規模ともに現状維持すべき
 - サービス、規模ともに縮小してもよい
 - 無回答
- サービスを維持すれば規模を縮小してもよい
 - わからない

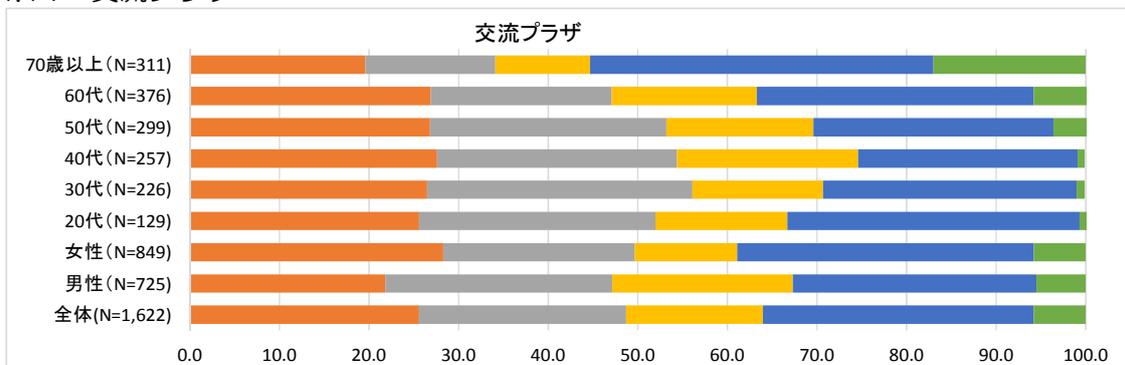
問 4.9 ロゼシアター



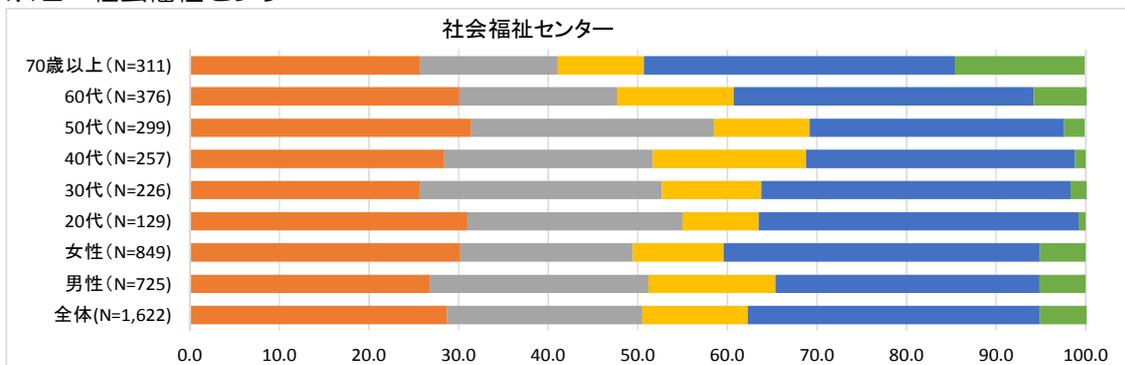
問 4.10 地区まちづくりセンター



問 4.11 交流プラザ

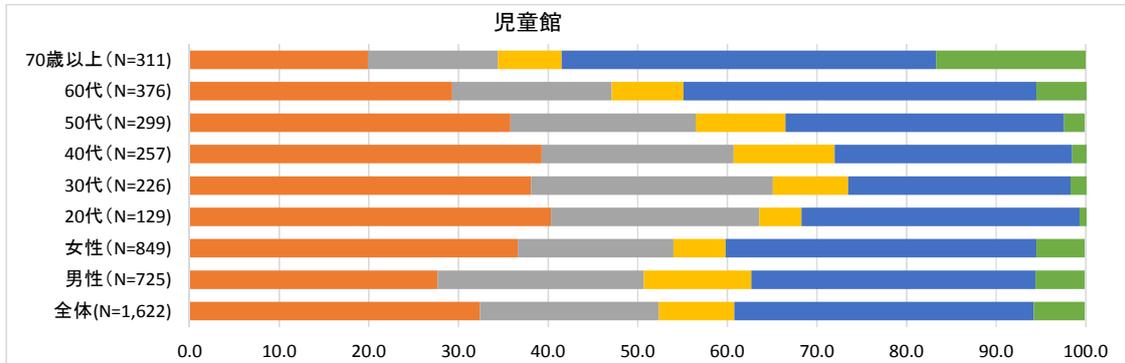


問 4.12 社会福祉センター

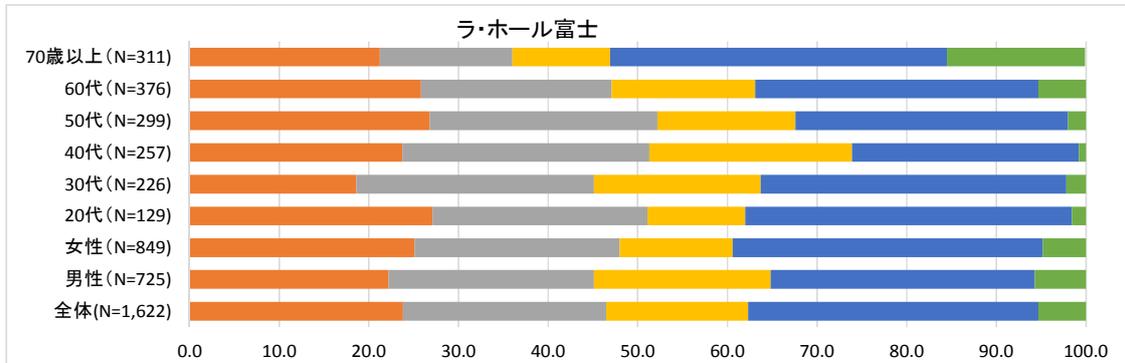


- サービス、規模ともに現状維持すべき
- サービスを維持すれば規模を縮小してもよい
- サービス、規模ともに縮小してもよい
- わからない
- 無回答

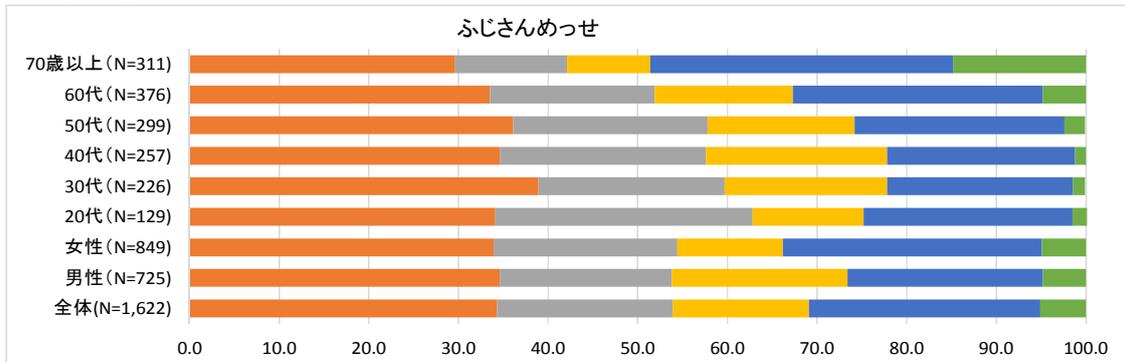
問 4.13 児童館



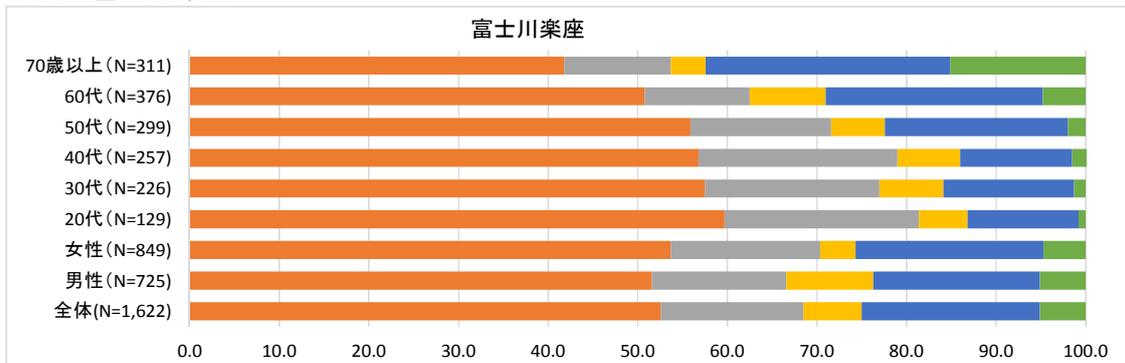
問 4.14 ラ・ホール富士



4.15 ふじさんめっせ

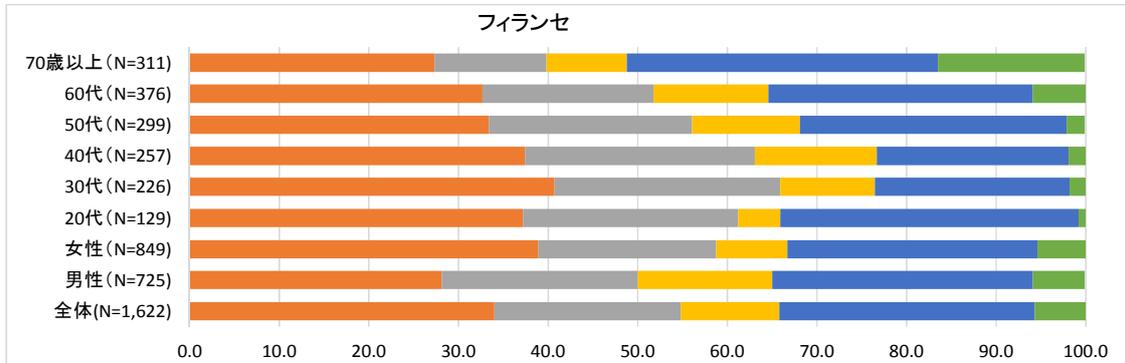


問 4.16 富士川楽座



- サービス、規模ともに現状維持すべき
- サービスを維持すれば規模を縮小してもよい
- サービス、規模ともに縮小してもよい
- わからない
- 無回答

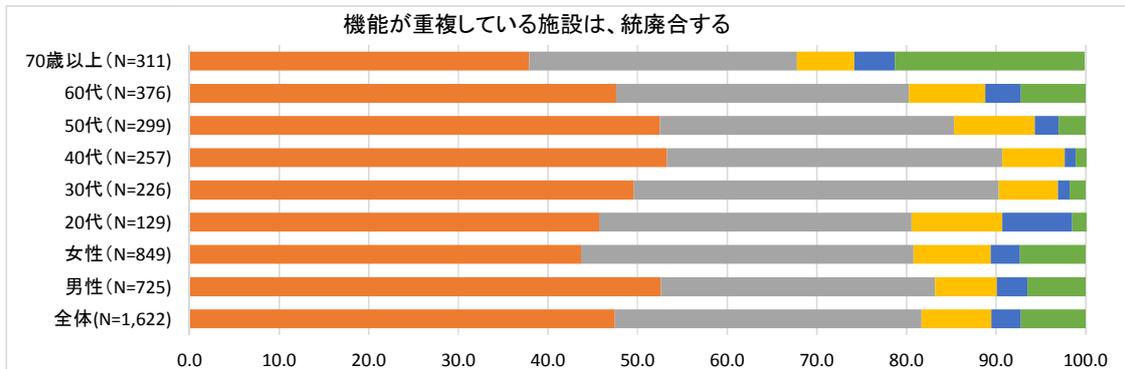
問 4.17 フィランセ



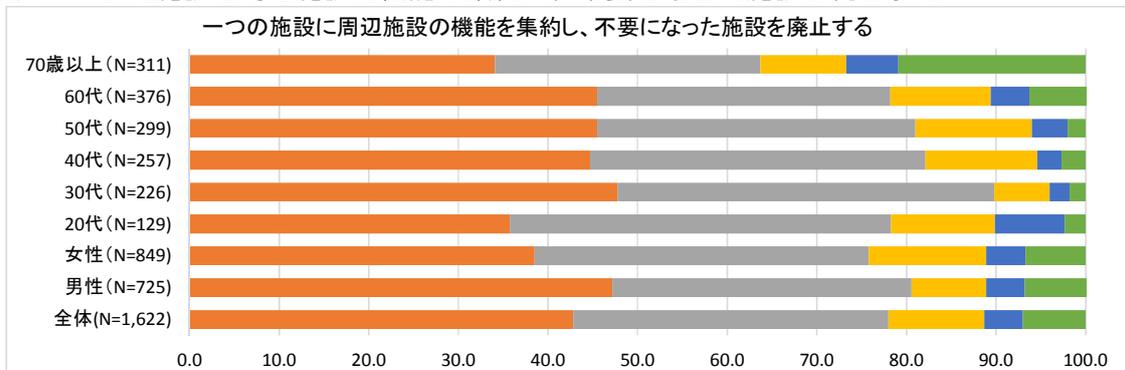
問 5 公共施設において提供されているサービスで、将来も必要となるものを継続的に行っていくためには、次のような方策が考えられます。次にあげるそれぞれの方策について、どう思いますか。

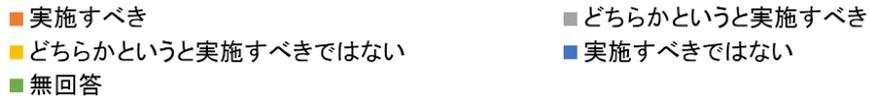
- 実施すべき
- どちらかというを実施すべき
- どちらかというと実施すべきではない
- 実施すべきではない
- 無回答

問 5.1 機能が重複している施設は、統廃合する

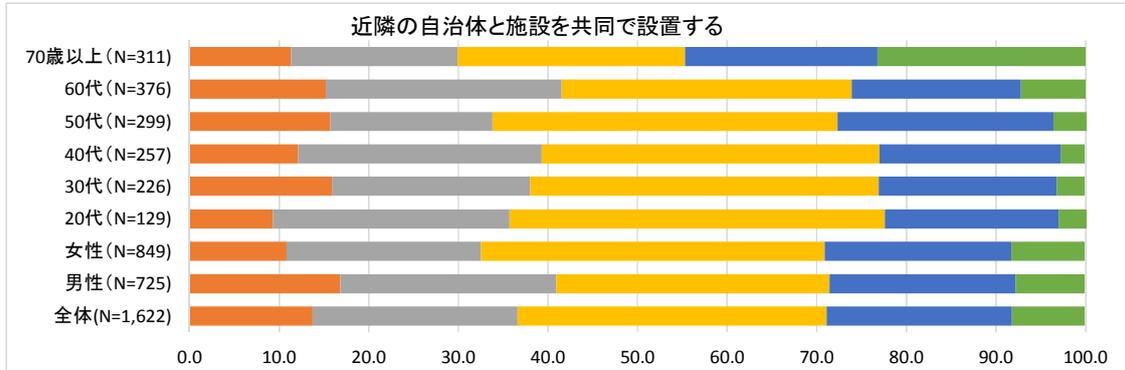


問 5.2 一つの施設に周辺施設の機能を集約し、不要になった施設を廃止する

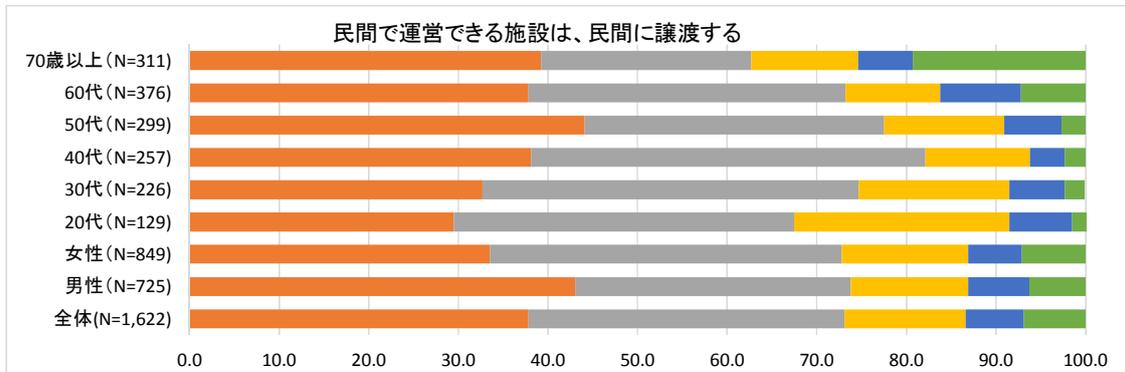




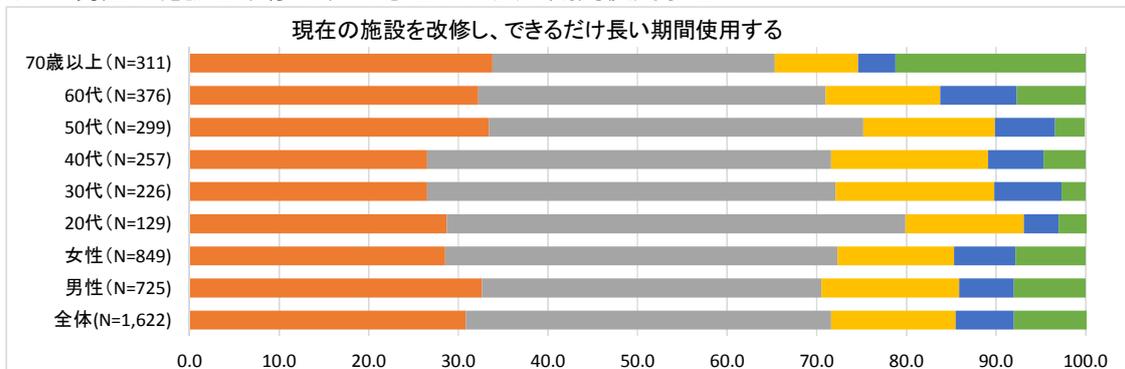
問 5.3 近隣の自治体と施設を共同で設置する



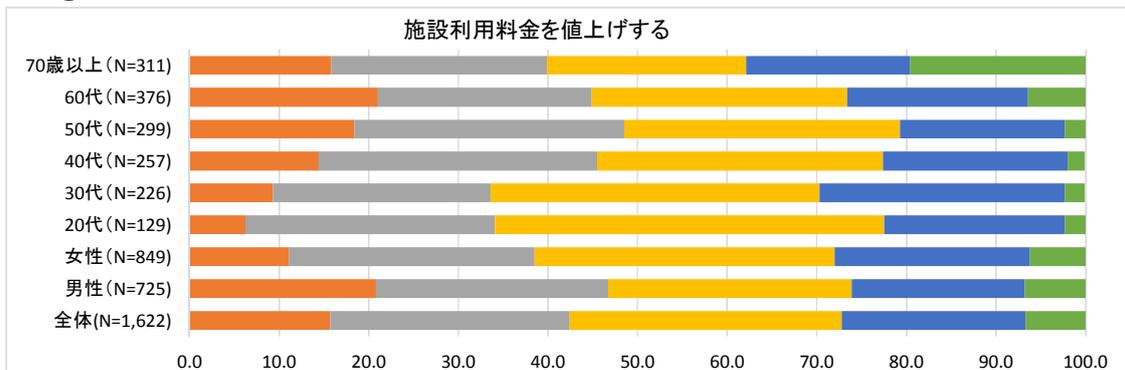
問 5.4 民間で運営できる施設は、民間に譲渡する



問 5.5 現在の施設を改修し、できるだけ長い期間使用する

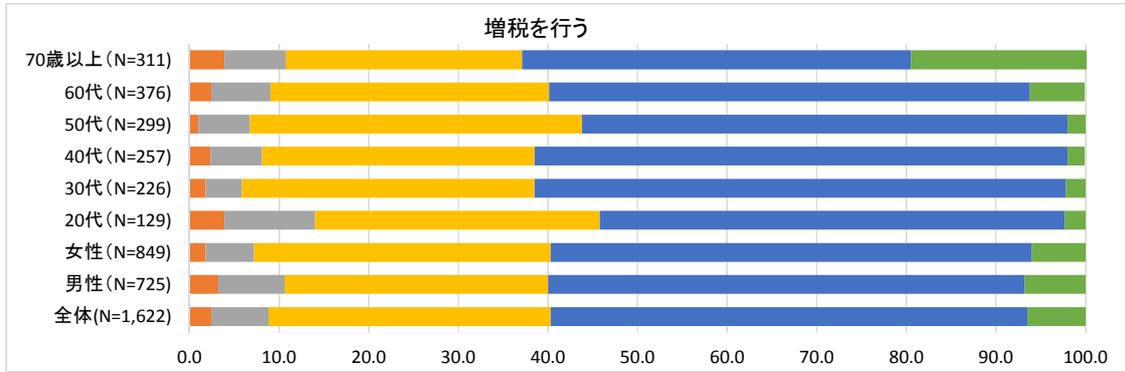


問 5.6 施設の利用者に施設の維持管理に見合う金額を負担してもらうため、利用料を値上げする



- 実施すべき
- どちらかというと実施すべき
- どちらかというと実施すべきではない
- 実施すべきではない
- 無回答

問 5.7 市民全体で施設の維持管理に見合う金額を負担するため、増税を行う



資料 2 用語集

(P は、その用語が初出するページです)

P 1：長寿命化
定期的な施設点検を行い、建物の損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、余分な修繕費用抑え建物の物理的耐用年数を延ばす手法のこと。 国においても、施設の老朽化が急速に進展する中、インフラ長寿命化基本計画を策定し、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換を進めている。
P 2：プラント施設
生産、処理などを行うための大型機械・設備などが主である施設。 富士市においては、ごみ処理施設（環境クリーンセンター）、生活排水処理施設（クリーンセンターききょう、中野台下水処理施設）を保有している。
P 2：公営企業
民間企業と同じように 利用した人から料金をもらって（事業で収入をあげて）、かかる経費をまかなっている事業。 富士市においては、中央病院、上水道、下水道が公営企業。
P 3：公共施設マネジメント
総合的かつ統括的に公共施設の整備や管理運営を行い、施設維持管理経費の最小化や施設効果の最大化を図ること。 富士市においては、平成 22 年 4 月に策定した「第 2 次富士市行政経営プラン」の中で、定義され推進している。
P 3：インフラ
インフラストラクチャーの略で、上下水道や道路、電力、通信網などの施設のこと。 本基本方針においては、上水道、下水道の公営企業が保有する公共施設を除く、道路、橋りょう、河川、公園を総称して土木系インフラとしている。
P 4：大規模修繕
日常的に行われている修繕工事とは別に、十年から数十年に一度施設全体に対して修繕工事を行うこと。 外壁の修繕や設備機器の更新等を行い、建物の機能劣化や機能の陳腐化を防止する。 本基本方針では、新築後概ね 30 年の時期に大規模修繕の実施、用途変更などの検討を行うことを前提に考えている。
P 5：国立社会保障・人口問題研究所
厚生労働省に設置された国立の政策研究機関。国の社会保障制度の中・長期計画ならびに各種施策立案の基礎資料として、人口と世帯に関する推計を全国と地域単位で実施し、「日本の将来推計人口」、「都道府県別将来人口推計」、「市区町村別将来人口推計」等を公表している。
P 8：財政力指数
地方公共団体の財政力を示す指数として用いられ、1 を超えると財政的に豊かであるとされている。富士市は、平成 24 年度から 1 を下回っている。

P 8：普通地方交付税
どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供されるように、国の収入（所得税・法人税・酒税など）から、一定の割合を地方公共団体の財政力※等に応じて配分されるお金。 ※財政力指数が 1 を超える場合は、不交付となる。
P 8：バブル景気
1980 年代後半から 1990 年代初頭にかけて続いた日本の好景気のこと、不動産や株などへの投資が加速し、不動産の価格や株価が高騰したが、投資熱が冷めて急激に景気が後退した。景気が泡のように膨れて、突然はじけたことからバブル景気と呼ばれる。 富士市の場合、文化会館（ロゼシアター）がこの時期に建設計画を行っている。
P8：市債
学校、福祉施設、道路などの公共施設を建設、整備するために必要な資金を、国や金融機関などから借入れるもの。なお、公共施設は将来にわたって使用するため、世代間の公平性の観点から、複数年に渡って償還（返済）し、次世代の市民にも応分の負担を求めるもの。
P 9：一般財源
用途が特定されておらず、富士市が自らの裁量で使用できる財源のこと。市税や地方交付税などがこれにあたる。
P 9：義務的経費
歳出のうち、人件費・扶助費・公債費等任意に節減できない性質を持つ経費のこと。
P 9：投資的経費
その支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等（学校、福祉施設、道路など）を整備するための経費のこと。
P 9：扶助費
社会保障制度の一環として、現金や物品などで支給される費用。 生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれる。 また、児童福祉費と教育費を除く扶助費は 65 歳以上の人口とほぼ正比例といえる強い相関にあると言われており、（一條義治：これからの総合計画-人口減少時代での考え方・つくり方-より）富士市においても、年々上昇の傾向にある。
P 9：生産年齢人口
15 歳から 64 歳までの一般に生産活動に従事し得る年齢層のこと。 富士市においては、2040 年には 4 万人以上減少すると推計されている。（2010 年比）
P10：延床面積
建築物の各階床面積を合計した面積のこと。

P21：耐用年数
<p>耐用年数は、大きく以下の3つに分けられる。</p> <p>① 物理的耐用年数 劣化により構造体における、部材強度の確保が困難な状態になるまでの年数。</p> <p>② 経済的耐用年数 維持管理コストが、新たに築造した場合の生涯コストより割高となること、確実に見込まれることとなるまでの年数。(一般的に法定耐用年数、建設事業債務の償還年数などをいう)</p> <p>③ 機能的耐用年数 技術革新、需要変化、法改正などにより、社会から求められる機能に不足を生じるまでの年数。</p> <p>一般的には「①物理的耐用年数>②経済的耐用年数>③機能的耐用年数」となる。</p> <p>今まで、富士市の一般公共建築物の耐用年数は、最短の③が多く、およそ40年であった。</p> <p>また、法定耐用年数としては、一般的な減価償却期間である50年(鉄筋コンクリート造、事務所)とされているが、一般公共建築物の目標使用年数を鉄筋コンクリートの物理的耐用年数である65年と設定し、建物の長寿命化に取り組めます。</p>
P24：公有財産
<p>普通地方公共団体が所有する不動産、動産などの財産。(地方自治法第238条)</p>
P24：行政財産
<p>市が行政サービスを行うことを目的として保有している財産(土地・建物)。</p>
P24：普通財産
<p>行政財産以外の財産。直接に公共的な目的で使用されるものではなく、貸付、売却、私権の設定等が可能とされている。</p>
P30：償還(市債の償還)
<p>市債などの借入れた金額を返すこと。</p> <p>市営住宅の場合は、家賃収入を市営住宅整備費の借入金の返済、施設の維持管理費などに充てて運営を行っている。</p>
P40：コーホート変化率法
<p>人口推計を行う方法の一つで、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。「コーホート」とは、同じ年に生まれた人々の集団)</p> <p>「富士市公共建築物保全計画」P176~178で平成45年までの地区別人口推計を行った結果を示している。</p>
P46：ライフサイクルコスト
<p>建物を企画・設計・建築し、その建物を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの、建物に要する費用の総額のこと。</p>
P48：指定管理者制度
<p>民間事業者などに公の施設の管理を代行させることができる制度。</p> <p>民間のノウハウや能力を幅広く活用することで多様化する住民ニーズに的確に対応し、効果的、効率的に施設を管理運営するための制度であり、富士市においても、複数の施設で制度を導入している。</p>

P48：PFI
<p>プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、公共事業を実施するための手法の一つ。</p> <p>民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。</p>
P48：受益者負担
<p>施設、サービスの利用者（受益者）に料金を負担してもらうこと。</p>
P58：幼保一体施設
<p>少子化の進行、育児サービスの多様化により生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するため、幼児教育と保育を共に実施する施設のこと。</p>
P65：予防保全型
<p>定期的な点検により施設の損傷状態などの推移をもとに予測を行い、補修、更新を行う事により施設の安全性の向上及び長寿命化を図る手法。</p>
P65：事後保全型
<p>劣化損傷が発生した場合に、施設の損傷が一定程度進行した段階で補修、更新を行い施設の機能維持を図る手法。</p>
P65：観察保全型
<p>劣化損傷により機能不全にならないよう劣化損傷の状況を観察し、適切な時期に対策を実施する手法。主に、ガードレールや街路照明などの管理に用いられる事が多い。</p>
P77：地方公会計制度改革
<p>地方公共団体が、資産や債務の正確な把握と管理、財務情報の分かりやすい開示、予算編成・決算分析などでの利用を行なうため、会計制度に民間の企業会計制度の考え方を導入しようとする改革。</p> <p>総務省は、平成 26 年には、各自治体間での比較の可能性を確保するため、統一的な基準を公表し、平成 27～29 年度までに、統一的基準に基づき財務書類を整備するよう求めている。</p>
P77：固定資産台帳
<p>財務書類に計上される公有資産の取得価額や種類、資産名、用途、構造等を記載した台帳。</p>